

確認問題2

意思表示

- 問 1 自己所有の土地を売却するAの売買契約の相手方の買主Cが意思無能力者であった場合、Cは、Aとの間で締結した売買契約を取り消せば、当該契約を無効にできる。
- 問 2 人は、出生することにより、初めて権利能力を取得することができ、満18歳になることにより、初めて制限のない行為能力を取得することができる。
- 問 3 相手方と通じてなした虚偽の意思表示は、取消することができる。
- 問 4 意思表示は、表意者がその真意でないことを知って行っているとしても、原則として、その効力は有効である。
- 問 5 意思表示は、法律行為の要素に錯誤があったときは取消す事が出来るが、その表意者が取消しの意思表示をしなくても、その相手方は、取消を主張することができる。
- 問 6 要素に錯誤のある意思表示をした者が取消を主張せず、かつ、その意思もない場合は、原則として、第三者はその取消を主張できない。
- 問 7 法律行為の要素に錯誤がある意思表示は取消せるが、表意者に重過失があるときは、表意者が自らその取消を主張することはできない。
- 問 8 Aが、A所有の土地をBに売却する契約を締結した場合に、AのBに対する売却の意思表示がCの詐欺によって行われた場合で、BがそのCによる詐欺の事実を知っていたとき、Aは、売却の意思表示を取消することができる。
- 問 9 Aが、A所有の土地をBに売却する契約を締結した場合にAのBに対する売却の意思表示がBの強迫によって行われた場合、Aは、売却の意思表示を取消することができるが、その取消をもって、Bからその取消前に当該土地を買い受けた善意のCには対抗できない。
- 問 10 Aが、A所有の土地をBに売却する契約を締結した場合に、Aが、自分の真意ではないと認識しながらBに対する売却の意思表示を行った場合で、BがそのAの真意を知っていたとき、Aは、売却の意思表示の無効を主張できる。

- 問 11 Aが、A所有の土地をBに売却する契約を締結した場合に、AのBに対する売却の意思表示につき法律行為の要素に錯誤があった場合、Aは、売却の意思表示の取消しを主張できるが、Aに重大な過失があったときは、取消しを主張できない。
- 問 12 AがBの欺罔行為によって、A所有の建物をCに売却する契約をした場合に、Aは、Bが欺罔行為をしたことを、Cが知っているときでないと、売買契約の取消しをすることができない。
- 問 13 AがBの欺罔行為によって、A所有の建物をCに売却する契約をした場合に、Aは、詐欺に気が付いていたが、契約に基づき、異議を留めることなく所有権移転登記手続をし、代金を請求していた場合、詐欺による取消しをすることはできない。
- 問 14 AがBの欺罔行為によって、A所有の建物をCに売却する契約をした場合に、Cが当該建物を、詐欺について善意無過失のDに転売して所有権移転登記を済ませても、Aは詐欺による取り消しをして、Dから建物の返還を求めることができる。
- 問 15 AがBに対し土地の売却の意思表示をしたが、その意思表示は錯誤によるものであった。この場合、錯誤が、売却の意思表示の内容の重要な部分に関するものであり、法律行為の要素の錯誤と認められる場合であっても、この売却の意思表示を取消す事はできない。
- 問 16 AがBに対し土地の売却の意思表示をしたが、その意思表示は錯誤によるものであった。その錯誤が、売却の意思表示をなすについての動機に関するものであり、それを当該意思表示の内容としてAがBに対して表示した場合であっても、この売却の意思表示を取消す事は出来ない。
- 問 17 AがBに対し土地の売却の意思表示をしたが、その意思表示は錯誤によるものであった。この場合、錯誤を理由としてこの売却の意思表示に意思表示者であるAに重い過失があるときは、Aは自らその取消を主張することができない。
- 問 18 AがBに対し土地の売却の意思表示をしたが、その意思表示は錯誤によるものであった。この場合、意思表示者であるAがその錯誤を認めていないときは、Bはこの売却の意思表示の取消を主張できる。
- 問 19 AとBは、A所有の土地について、所有権を移転する意思がないのに通謀して売買契約を締結し、Bの名義に移転登記した。Bがこの土地にCに対する抵当権を設定し、その登記をした場合で、CがAB間の契約の事情を知っていたときは、Aは、Cに対して抵当権設定行為の無効を主張することができる。

- 問 20 AとBは、A所有の土地について、所有権を移転する意思がないのに通謀して売買契約を締結し、Bの名義に移転登記した。Bがこの土地をCに売却し、所有権移転登記をした場合、CがAB間の契約の事情を知らなかったことについて過失があるときは、Aは、Cに対してこの土地の所有権を主張することができる。
- 問 21 AとBは、A所有の土地について、所有権を移転する意思がないのに通謀して売買契約を締結し、Bの名義に移転登記した。Aの債権者Cは、自己の債権を保全するため、Bに対して、AB間の契約の無効を主張して、Aの所有権移転登記抹消請求権を代位行使することができる。
- 問 22 AとBは、A所有の土地について、所有権を移転する意思がないのに通謀して売買契約を締結し、Bの名義に移転登記した。BがCに、CがDに、それぞれこの土地を売却し、所有権移転登記をした場合、AB間の契約の事情について、Cは知っていたが、Dが知らなかったときは、Dは、Aに対しこの土地の取得を主張することができる。